

## 日本家禽学会優秀発表賞受賞者選考規程

(趣 旨)

第1条 日本家禽学会細則第3条の(6)の規定による受賞者の選考は、この規程の定めるところによる。

第2条 受賞者資格は、発表時において学生あるいは満30才以下のものとし、原則として本学会での優秀発表賞既受賞者は除く。

(受賞の件数)

第3条 受賞は、各大会各会場でおおむね1件とし、候補者が8名以上の場合は複数件とすることを妨げない。

(発表の評価)

第4条 発表の評価は、座長、副会長、及び必要に応じて会長が指名する委員(以下審査員という)が行う。なお、審査員及び審査基準は前もって公表する。

(受賞者の選考)

第5条 受賞者は、審査員の評価に基づいて常務理事会で決定される。

附 則

この規程は2010年9月16日から施行する。